

議案第 17 号

公の施設の指定管理者の指定（鳥取県営東山水泳場） について

次のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第 6 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 30 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 公の施設の名称 鳥取県営東山水泳場
- 2 指 定 管 理 者 一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取県スポーツ協会
共同企業体
代表者 鳥取市天神町 50 番地 3
一般財団法人鳥取県水泳連盟
会長 川 口 武
鳥取市東町一丁目 220 番地
公益財団法人鳥取県スポーツ協会
会長 林 昭 男
- 3 指 定 の 期 間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 理 由 東山水泳場の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人鳥取県水泳連盟・公益財団法人鳥取県スポーツ協会共同企業体

を指定管理者として指定しようとするものである。